

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御殿場市長

市町村名 (市町村コード)	御殿場市 (22215)
地域名 (地域内農業集落名)	高根地区 (塚原・六日市場・増田・中丸・大堰・清後・山之尻・上小林・柴怒田・水土野・古沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月9日 (第1、2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、基盤整備事業が進み、優良農地が広がり農業環境は極めて良い。しかし、圃場の畦畔が大きい
ため、畦畔の管理が担い手の面積拡大を妨げている。今回のアンケートでは、地区内の農地面積426.6haの内、「後
継者有」の農地は159.7haで、それ以外の面積が266.9haとなっている。若い担い手は少なく、担い手の高齢化も進
んでいるため、担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が
喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農や法人化を進め、高収益作物の栽培やブランド化により儲かる農業を展開する。
女子や子供の活躍できる高根地区にするため、地域を地域の仲間で育てる農業を確立する。
担い手だけでは、地域は守れないので、兼業農家にも優遇措置を講ずる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	481 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	371 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の内、現況農地及び現況原野とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して担い手の散らばっている農地を集約する。そのために、地域の農地を一括で農地中間管理機構に貸し出す検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を中間管理機構に貸し付け、営農法人を立ち上げ貸し付けた農地を一括で借受け、担い手、自作希望農家には、特定農作業受委託契約により、営農を行ってもらい、残った農地は、法人が直接営農していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じ、畑地化、汎用化等の圃場整備事業を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家などの自作希望農家や地域内外からの経営体を募り、意向を踏まえながら育成していくため、関係機関が連携し取り組んで行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAやJA協同サービスにより、作業の効率化が期待できる作業の委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--